

第2次 習志野市 文化振興計画

(案)

令和8(2026)年度～
令和15(2033)年度)

令和7年2月版

習志野市教育委員会

はじめに

※教育長挨拶

目次

第1章 計画の基本的な考え方	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画期間(第2次)	4
3 計画の位置づけ	5
4 本計画における文化の捉え方	5
第2章 習志野市の文化を取り巻く動向	7
1 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向	7
2 習志野市の文化の現状	9
3 習志野市の文化振興の現状と課題	15
第3章 将来像と方向性	31
1 将来像	31
2 方向性	31
第4章 施策と取り組み	33
【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～	34
【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	34
【施策2】身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	39
【施策3】文化に関する情報の収集と提供	40
【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～	41
【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	41
【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備	44
【施策3】伝統文化を担う子ども・若手の育成	45
【方向性3】文化を活かす ～活用～	46
【施策1】音楽のまち習志野の推進	46
【施策2】文化的資源の活用	49
【施策3】公民館活動等を通したまちづくり	52
第5章 推進に向けて	56
1 関係各課等との調整	56
2 評価の方法	56
参考資料	57
1 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻	58
2 習志野市文化振興計画について諮問・答申	65
5 習志野市文教住宅都市憲章 文化芸術基本法 千葉県文化芸術の振興に関する条例 ...	71
6 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)	84

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「習志野市文化振興計画」は本市の文化振興に関する包括的な計画です。本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成することを目指すものです。文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで5年間で第1次の計画期間として策定しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだ他、施設が休館となる等、文化・芸術の分野においても多大なる影響がありました。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったものと考えます。

コロナ禍により、文化・芸術が果たす役割が再認識される中、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術等デジタル技術を活用した取り組みが急速に普及、定着しました。

その一方、実際に文化を体験することの価値があらためて見直されることとなりました。同じ空間で演者や作品と向き合い、観客同士で感情を共有する体験は、オンラインでは得がたい深い感動と記憶を生み出します。実際の体験だからこそ感じられる臨場感や偶然性、空気感、人と人との交流を生み、人と文化を強く結びつける力を持っています。

そうした中で、本市では、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、老朽化のため令和4(2022)年度末を以て長期休館となりました。同ホールは、市民が直に舞台芸術を鑑賞できる貴重な施設として重要な役割を果たしてきました。その長期休館により、文化芸術の直接体験の場が一時的に失われたことは、大きな課題となっています。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリング等を通じて、第1次計画期間(令和3(2021)~7(2025)年度)の取り組みと、総合指標の達成度等を確認し、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、より多くの市民がさらに文化に親しみ心豊かに暮らせるよう、本第2次計画を策定するものです。

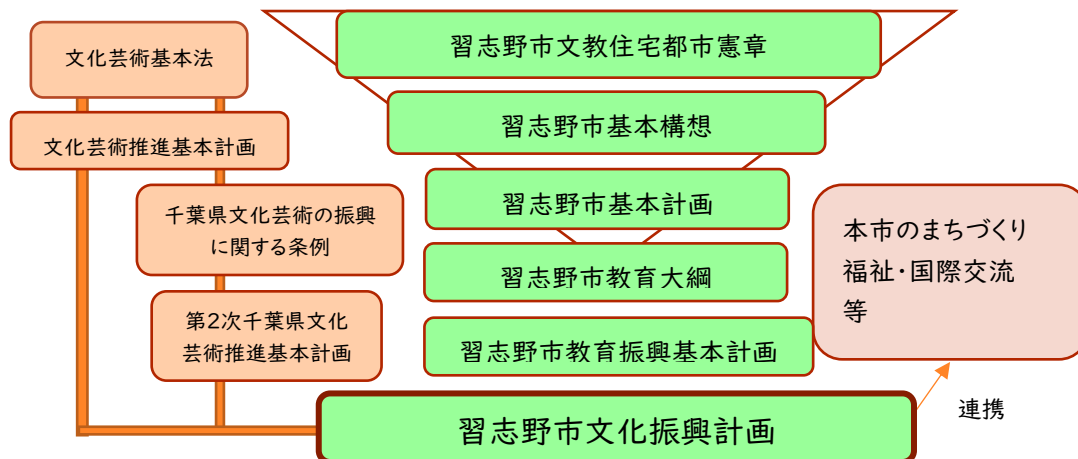
2 計画期間(第2次)

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」の第7条の2の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第2期文化芸術推進基本計画」や千葉県「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」の内容等を踏まえ、策定します。

市の計画では、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた習志野市前期基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）や習志野市教育振興基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）の文化芸術施策に関する個別計画とし、さらに、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野も踏まえた内容とします。









4 本計画における文化の捉え方




本計画において「文化」とは、「文化芸術基本法」及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で定義する文化の範囲に加え、本市の自然や歴史等を背景として生まれたものを含めます。

また、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化」及び「国民娯楽」のうち伝統的なもの、「文化財等」及び「地域における文化芸術」とします。


なお、最新の電子機器等を用いた発信手段も含まれます。

■文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例の文化の範囲

ジャンル	内容
芸術 	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術 	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能 	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能 	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化 	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽 	囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物等 	出版物等
文化財等 	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における 文化芸術 	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※34ページ以降の取り組み内容に上記文化のジャンルのロゴが標記されています。

※すべてのジャンルが当てはまる場合は  が示されています。

第2章 習志野市の文化を取り巻く動向

I 社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

(1) 社会・経済情勢

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力等、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中であって、異文化に親しむと共に自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。

また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により社会的な行動制限を人々が経験する中で、文化芸術が人々に安らぎと勇気、希望を与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。

一方で感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められたのをきっかけに、オンラインによる鑑賞・発表・交流といった新しい文化芸術のあり方が生まれデジタル技術を活用した新たな創造・発信・交流のかたちが定着するとともに、対面により味わう文化芸術の価値が改めて認識されるようになりました。

(2) 国の動向

「文化芸術基本法」の改正により(旧・文化芸術振興基本法)、年齢・障がいの有無・経済状況・居住地域を問わず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境整備と児童生徒への教育の重視が法律に明記され、さらに文化芸術の本質的価値だけでなく社会的・経済的価値をも活かし、観光・まちづくり・福祉・教育・産業等と有機的に連携する政策を推進する初の「文化芸術推進基本計画(第1期)」が策定されました。

加えて「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」とその基本計画によって障がいのある人の創造・発表・交流機会の拡充が制度化され、劇場・音楽堂の活性化やバリアフリー・多言語対応等実演芸術施設の整備とも連動した文化芸術振興の包括的体制が整備されました。

さらに、「第2期文化芸術推進基本計画(令和5(2023)年度～令和9(2027)年度)」では、第1期計画の基本的な「中長期目標」を引き継ぎながら、現代の社会課題や環境変化に対応するための新たな重点取り組みを掲げています。

【文化芸術推進基本計画(第2期)における今後の文化芸術施策の目指すべき姿(中長期的目標)】

中長期目標1:文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

中長期目標2:創造的で活力ある社会の形成

中長期目標3:心豊かで多様性のある社会の形成

中長期目標4:持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

【文化芸術推進基本計画（第2期）における重点取組】

- ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 文化芸術のグローバル展開の加速
- 文化芸術を通じた地方創生の推進
- デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

(3) 県の動向

千葉県では、「第2次千葉県文化芸術推進基本計画（令和7（2025）年度～13（2031）年度）」を推進しています。めざす姿を「誰もが文化芸術に親しめる千葉」とし、文化芸術の振興はもとより文化芸術と社会の様々な分野との関わりによる波及効果を重視し、文化芸術を活かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進し県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを促進しています。

その実現に向けて、「県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実」、「文化芸術を通じた連携・協働」、「多様な伝統文化の保存・継承・活用」、「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」を4つの柱としており、その柱に基づいて各施策を展開しています。

2 習志野市の文化の現状

(1) 文化活動

習志野市では、これまでも市民一人ひとりが文化に親しみ、創造的な活動に参加できる環境づくりが進められてきました。地域に根ざした文化活動や芸術団体による取り組み、そして市が推進する特色ある文化政策等、多様な主体が関わり合いながら、文化の振興が図られています。

以下に、現在までの習志野市における主な文化活動の展開状況について概観します。

① 公民館での活動の展開

昭和 45 (1970) 年に制定した文教住宅都市憲章の下、本市は、教育と文化に力を注ぎ、まちを発展させてきました。特に昭和 40 年代半ば以降、各地域に公民館を順次設置し、市民の生涯学習、文化活動を支援すると共に、公民館を拠点とした様々な自主的なサークルが作られ、身近な場所で日常的に文化活動が行われるようになりました。また、市民文化祭等の行事を行いながら、市民同士の文化交流も図られています。現在では、公民館だけでなく、コミュニティセンター等も活動の場となり、市内全域にわたって多種多様な市民の文化活動が行われています。

② 習志野市芸術文化協会による活動の展開

本市の文化芸術活動を長年にわたり牽引してきた団体の一つに、習志野市芸術文化協会があります。昭和 38 (1963) 年に習志野市文化協会として発足し、加盟団体相互の資質向上に努めつつ、本市の芸術文化の推進団体として活動を展開してきました。

平成 6 (1994) 年には習志野市芸術文化協会に組織を替え、美術、音楽、詩吟、能楽、邦楽、書道、華道、茶道等の連盟が加入し、地域に根差した活動を行う中で、平成 21 (2009) 年には文部科学大臣により地域文化功労者表彰を受賞しています。現在はそれぞれの活動を行う他、全体活動として、春の芸術祭、秋の市民文化祭、習志野市美術展覧会(市展)等を開催し、会員同士の交流を深め、文化の質の向上と生涯学習の発展に取り組んでいます。

さらに、近年ではいくつかの連盟で「伝統文化親子教室」を開催し、子どもたちや若い世代への伝統文化の継承にも力を注いでいます。



習志野市美術会
市展(市庁舎開催)

③ 音楽のまち習志野の展開

本市の文化の特徴の一つとして、音楽が挙げられます。これまで本市は、こどもから大人まで様々な年代で音楽に親しむ音楽のまちとして習志野の名を高めてきました。

本市の音楽文化の歴史をたどると、今から約100年前の第一次世界大戦の頃、大正4年からの数年間、現在の東習志野4丁目と5丁目の一部にあった「習志野俘虜収容所」で、ドイツ兵捕虜達が結成したオーケストラや合唱団による演奏会が行われていました。様々な記録資料から、収容所内では文化的な活動も行われており、捕虜達がロズさんだ南ドイツの民謡のメロディーを収容所に関わった地元の人が覚えていたというエピソードも残っています。このように古くから音楽と関わりの深い本市では、昭和44(1969)年に県下2番目のアマチュア・オーケストラとして「習志野フィルハーモニー管弦楽団」が結成され、その後、習志野高等学校や小・中学校の音楽部の卒業生による様々な音楽団体も作られ、また、公民館ではコーラス・合唱をはじめとする音楽サークルが活動し、市民の音楽活動が盛んに行われてきました。

また、地域では中学校区ごとに公民館と地域、学校が連携し、その特性を活かしたコンサートが開催され、学校や音楽サークルが出演する中で、音楽を通じた地域や世代間の交流の輪が広がっています。公民館のロビー等を活用したコンサートも行われ、身近な施設で音楽に触れることのできる環境にあります。

それらを象徴し、文化の拠点として、特に本市の音楽文化に重要な役割を担ってきたのが習志野文化ホールです。昭和53(1978)年の建設当時、日本を代表する多目的ホールであったNHKホール並みのクオリティを目指しつつ、「すべての市民が自由に参加できる文化の広場を創造したい」という理念で整備されました。多くの市民の間で自分達の文化活動を発表するのに十分な規模のホールを待望する声が高まっていた中、文化ホールができたことで、身近でありながら最高の環境で文化芸術に触れ、発表することができるようになりました。

文化芸術活動の拠点及び交流の場として多くの方に親しまれてきた習志野文化ホールでしたが、建築後40年が経過し施設の老朽化による大規模改修を早期に必要とする中、JR津田沼駅南口再開発事業にともない令和5(2023)年3月31日をもって、長期休館となりました。ホールの長期休館により、身近な場所での鑑賞・活動機会の提供や広域的なホール利用が課題となっています。

一方で、習志野文化ホールに代わる新しいホールの建設も計画中であり、“文教住宅都市”、音楽のまち習志野のシンボルとしてふさわしい、誰もが利用しやすい活動の拠点及び交流の場となるべく検討しています。



NPO 法人習志野第九合唱団
習志野第九演奏会



ならしの学校音楽祭

なお、習志野文化ホールのこけら落とし公演として行われたのは、「習志野第九演奏会」であり、以降40年以上にもわたり毎年開催されています。初演からの参加者をはじめ、幅広い年代からの新たな参加もあり、現在では他市のホールに場を移していますが、年末の恒例行事として変わらず盛況を博しています。

さらに、学校においては、昭和47(1972)年に第一中学校管弦楽部が初めて全国学校合奏コンクールで最優秀賞を受賞し、昭和51(1976)年に谷津小学校管弦楽クラブがこども音楽コンクール合奏の部で全国最優秀賞を受賞しました。その後、習志野高等学校吹奏楽部では、昭和56(1981)年に初めて全日本吹奏楽コンクールの金賞を受賞して以降、毎年のように全国大会へ出場するようになりました。

平成12(2000)年度には、谷津小学校・第一中学校・習志野高等学校の3校が、それぞれ全国大会で最優秀賞を受賞し、初めて小・中・高揃っての受賞を果たしました。

また、平成29年度には、全日本小学校バンドフェスティバルで大久保小学校、全日本マーチングコンテストで第二中学校、第四中学校、習志野高等学校がそれぞれ金賞を受賞し、マーチング全国大会で市内4校同時金賞受賞の快挙を達成しました。

その後も優秀な成績を残している学校の音楽活動ですが、習志野高等学校吹奏楽部の部員が講師となり、小学生、後に中学生にも楽器の技術と音楽の楽しさ、素晴らしさを伝える管楽器講座が行われるようになり、学校での音楽活動は市内全体に広がりを見せ、近年では、多くの学校が全国大会等で優秀な成績を収めるようになりました。その集大成が、年度末に行われる「ならしの学校音楽祭」であり、その成果を発表し、好評を得ています。

なお、学校教育における音楽活動では、年間行事の中で校内音楽会や合唱コンクールが行われ、こどもの頃から日常的に身近で音楽に親しむ環境にあります。

このように文教住宅都市憲章制定から50年以上が経過しましたが、時代は移り変わっても、文化に親しむ風土や環境は、本市の中で脈々と受け継がれています。

(2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等その種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進展や生活スタイルの変化等により、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴛田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。その他、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や公共施設等での展示、出前講座等による啓発に取り組んでいます。

さらに、今後予定される(仮称)新総合教育センターの再整備において複合施設の整備により実花公民館の跡施設に歴史資料展示室を開設予定です。歴史資料に関する講座や、文化財等の見学会も想定しています。



藤崎富士講社の富士塚

■ 習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	1. 小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	2. 旧大沢家住宅	有形文化財
	3. 旧鴛田家住宅 附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	有形文化財
	4. 下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
	5. 藤崎堀込貝塚	史跡
習志野市指定文化財	1. 実叅3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	2. 谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	3. 谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	4. 谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	5. 谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	6. ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	7. 海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	8. 藤崎富士講社の富士塚	民俗文化財
	9. 鷺沼古墳 B号墳箱式石棺	史跡
	10. 藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	1. 千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	2. 旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	3. 廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	4. 廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	5. 廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	6. 廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

(3) 文化活動で利用できる公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館、生涯学習複合施設プラッツ習志野、図書館の他コミュニティセンター等の自治振興施設があり、多くの市民が利用しています。

① 公民館

昭和46(1971)年の菊田公民館、昭和48(1973)年の旧大久保公民館の開館に始まり、昭和52(1977)年に旧屋敷公民館、昭和54(1979)年に実花公民館、昭和56(1981)年に袖ヶ浦公民館、昭和57(1982)年に谷津公民館と順次整備が進み、さらに平成4(1992)年には新習志野公民館が開館し、市民が学習や文化活動に取り組みやすくなりました。

公民館は、市民の知識や技能の習得、文化芸術の練習や発表への参加、さらには地域交流の拠点として子どもから高齢者まで多世代が利用しています。

しかし、老朽化が進行しており、令和元(2019)年には旧大久保公民館は中央公民館に改称し、旧屋敷公民館等の機能を統合して、プラッツ習志野内に新たに開館しました。

また、菊田公民館は令和13(2031)年度末で築後60年を迎え、本市の公共建築物再生計画において機能停止と位置付けられています。そのため諸室機能については旧庁舎跡地の公共施設と子ども園に統合後の津田沼幼稚園舎にて代替する予定としています。

実花公民館は(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されています。

新しい複合施設として生まれ変わった後も、市民に親しまれ、多くの人に利用され続けることが期待されています。

② 市民ホール

市民ホールは、老朽化が進んだ京成大久保駅周辺の公共施設の再編を受け、令和元(2019)年にプラッツ習志野内に開設されました。

市民ホールには、音響や照明設備が整っており、京成大久保駅前という利便性も相まって、日頃の練習成果を発表する場としてだけでなく、多くの人々が音楽や様々な文化を楽しむ鑑賞の場としても広く利用されています。



市民カレッジ公開講座

③ 図書館、自治振興施設

習志野市の図書館は、昭和 41 (1966) 年に旧市民会館内の図書室から始まり、昭和 55 (1980) 年に大久保図書館が独立開館し、昭和 57 (1982) 年に東習志野図書館開館、平成に入り新習志野・藤崎・谷津の各図書館が開館しました。

令和元 (2019) 年に大久保図書館は、藤崎図書館の機能を統合し、中央図書館としてプラッツ習志野内で開館しました。

各図書館を結ぶ図書館情報システムと資料の配送業務により、市内全体で蔵書を共有できる体制を整えています。

また、市民による図書館ボランティア活動も行われ、市民と連携した運営に取り組んだり、出生児に特別にデザインした「誕生記念図書館カード」を配布する等、読書への関心を乳幼児期から育てるきっかけづくり等も行っています。

その他の施設として、谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保及び実籾コミュニティホールの4つの自治振興施設を設置し、講座やイベント、サークル活動への諸室の貸し出し等日常的に多くの市民に利用されています。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により、老朽化が進んでいる東習志野図書館と東習志野コミュニティセンターは実花公民館と共に複合化が予定されています。

④ 歴史資料展示室

従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる常設施設がなく、埋蔵文化財調査室、市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示する形に留まっていた。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されている実花公民館跡施設に歴史資料を展示できるスペースを開設し、保存と展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施する予定です。

また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の収蔵場所の確保を検討しています。



実籾3丁目遺跡出土土器



歴史講座

3 習志野市の文化振興の現状と課題

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が習志野市芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、長期休館中の習志野文化ホールや、公民館等において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

(1) 市民の文化芸術の鑑賞や活動について

令和6(2024)年度文化・スポーツに関する市民アンケート(以下、「市民アンケート」という。)及び令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート(以下、「小中高生アンケート」という。)によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。

「文化芸術の鑑賞、活動の状況」については、鑑賞・活動共に過去1年間に経験したと回答した件数は、80代以上を除き令和元(2019)年に実施した前回調査の割合を上回っています。

「文化芸術を鑑賞した市民」は85.2%と前回調査の84.8%から0.4ポイントの増とほぼ横ばいとなっています。映画・歴史・文学・美術等の順に鑑賞割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。

「文化芸術活動に取り組む市民」については前回調査の23.5%に対し、今回は26.1%と、2.6ポイント増加しています。30代が落ち込んでおり、50代に向けて上昇しつつ60代で若干減少し、その後再び上昇していく傾向があります。鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、前回の調査同様インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式HP・SNSの利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を引き続き検討していくことが重要です。

過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が51.9%、「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっています。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査時と同様最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30代から50代までの層でそれぞれ理由の3割を占め、最も多くなっています。「興味のある催し物が少ない」は20代以下と60代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めています。一方、3番目となった「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が前回から11.4ポイントと大きく上昇しています。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことやIT化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられます。年代別では70代で2割を占め最も多く、30代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっています。また、70代では「情報が入手しづらい」が2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっています。

過去1年間に何も活動していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が50.3%と最も多く、続いて「自分が活動することに興味がない」が26.9%、「興味があるものがない」が22.0%と、活動しない理由は、前回調査と同じ内容が上位となっています。仕事や生活が忙しい30代・40代、そして60代に対しては文化芸術に触れる機会を新たに創出すること、文化芸術への興味・関心が高まる50代に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化すること、高齢で外出が難しい80代以上に対しては身近な場所

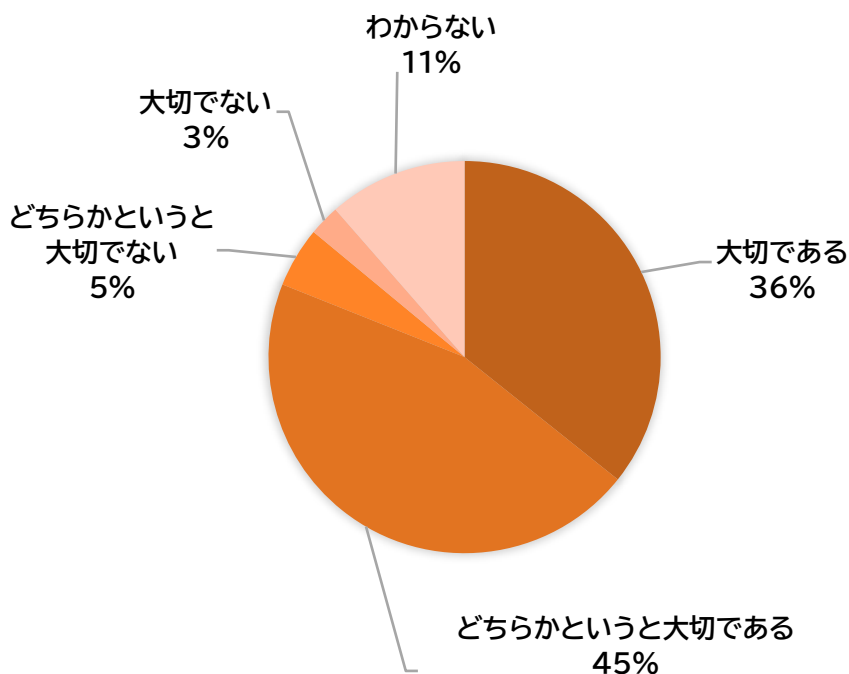
で文化芸術に触れる機会づくりを行うこと等、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

イベントの認知度と参加・鑑賞経験について、市教育委員会が共催・後援する文化祭、展覧会、コンサート等の行事に関する問いでは、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。なお、これらの行事を「知っている」と回答した割合を年代別で見ると、どの行事も40代以上から増える傾向にあります。認知度の向上を図ると共に、参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要です。

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、習志野文化ホールが長期休館し、新ホールの建設が待たれる中、「誰も利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が41.0%と約半数を占めています。

■文化芸術の鑑賞や活動の大切さ

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかという大切である」と考えている市民が約80%となっています。

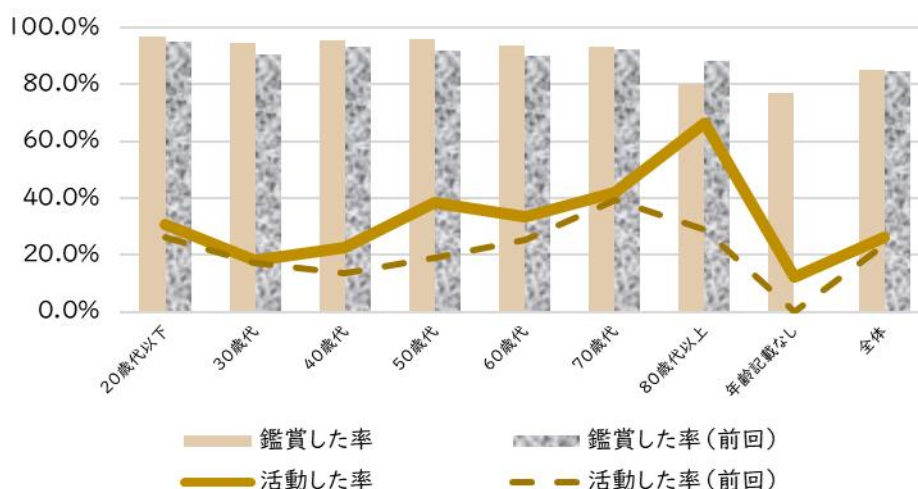


(n=865)

出典：文化スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の鑑賞と活動の状況

前回の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞・活動経験は横ばいまたは微増です。



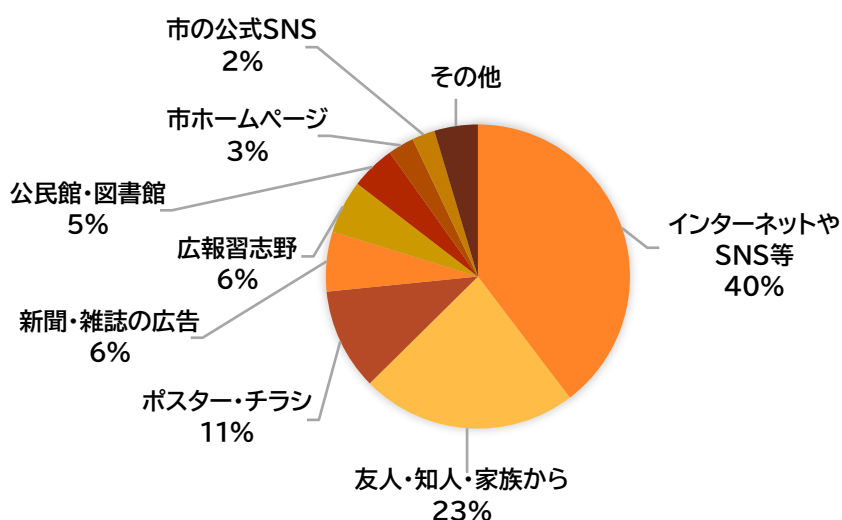
(n= 前回 1,047 今回 886)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■文化芸術の情報入手先

過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「(市の公式HPやSNS以外の)インターネットやSNS等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式HP」、「市の公式SNS」はあまり利用されていません。

■過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先(複数回答)



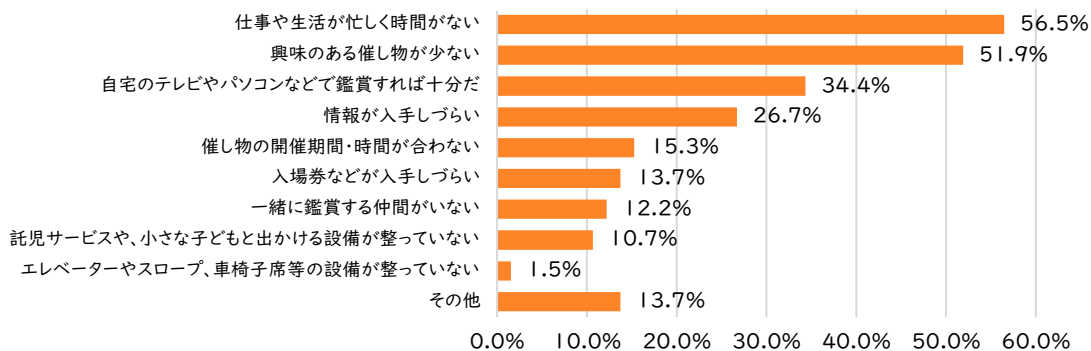
(n=708)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■鑑賞／活動をしていない理由(複数回答)

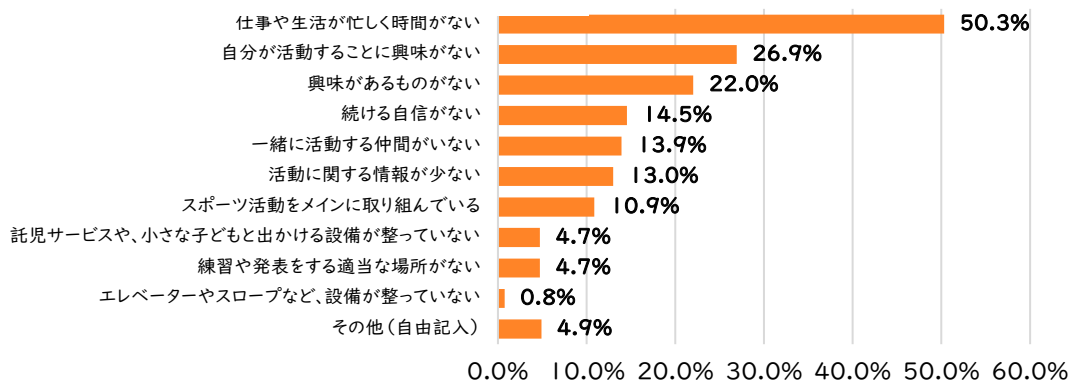
鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、15歳以下の子どもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さな子どもと出かける設備が整っていない」も上位になっています。

■鑑賞していない理由(複数回答)



(n=131)

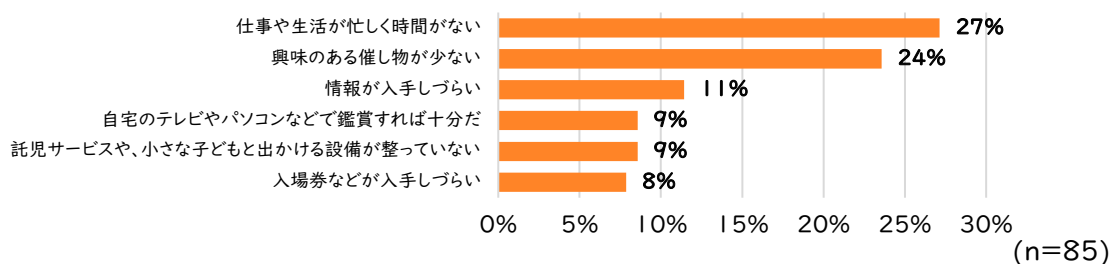
■活動していない理由(複数回答)



(n=654)

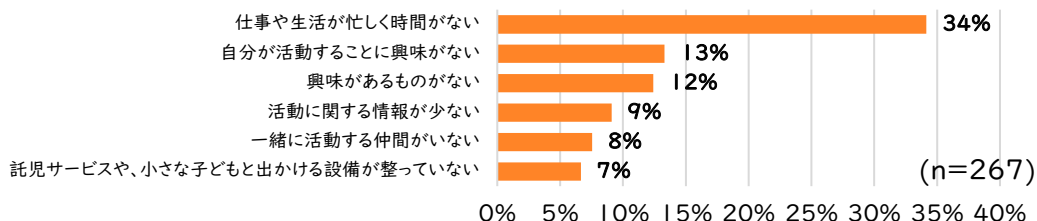
<子ども(15歳以下)がいる人の場合(上位6つ)>

■鑑賞していない理由(15歳以下の子どもがいる場合上位)



(n=85)

■活動していない理由(15歳以下の子どもがいる場合)



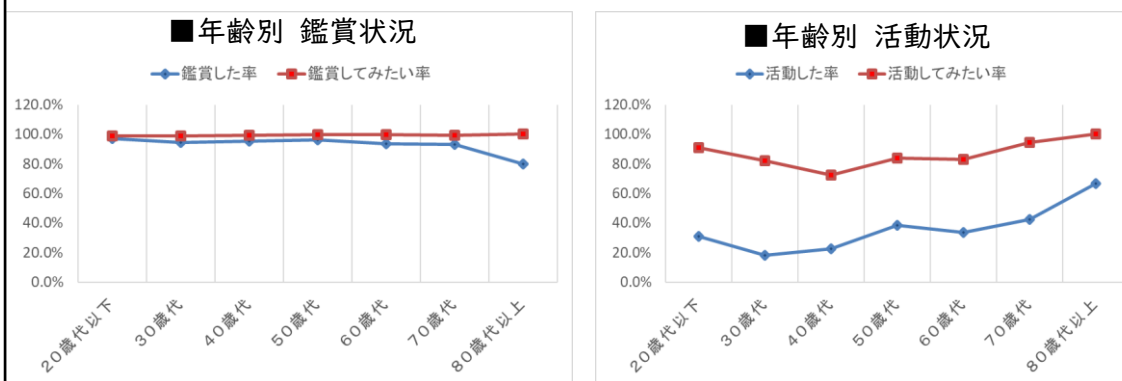
(n=267)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■年齢別 市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞の意欲はどの年代も90%以上で高く推移していますが、80歳代以上については、100%の高い意欲に対し、実際に鑑賞した経験は80%と意欲と経験に差が出ています。

過去1年間の活動については、30代が82.3%の割合で活動への意欲があるものの、実際に活動をしているのは18.3%と意欲と経験に大きな差が生まれています。



出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度) (N=886)

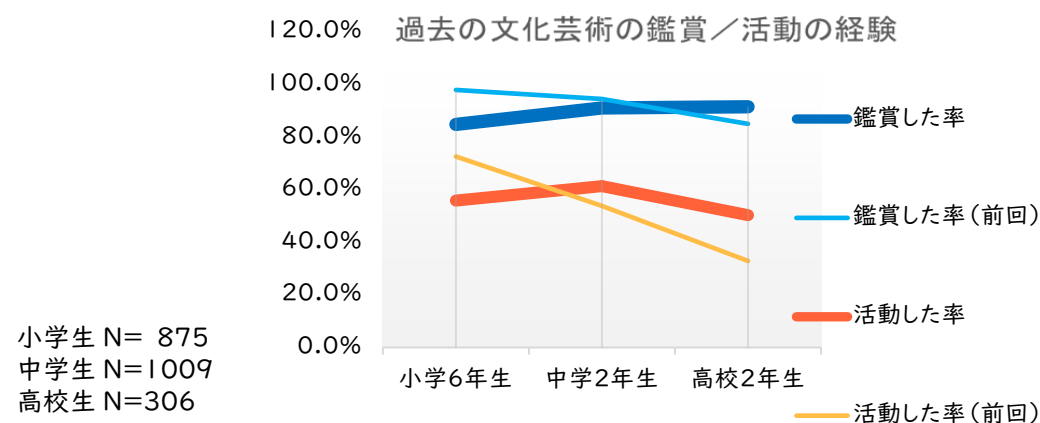
(2) こどもの文化芸術の鑑賞や活動について

過去3年間の文化芸術の鑑賞・活動の経験(学校行事を除く)主体的な経験を尋ねたところ、鑑賞については、小・中学生は前回調査の割合を下回りましたが、高校生は前回調査を上回りました。一方、活動については、小学生以外は前回を上回りました。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるにつれ下がる傾向でありましたが、今回は、コロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程、行動制限等から受けた影響が大きいことが考えられます。

なお、鑑賞した主なジャンルは「映画」、「クラシックやポップス等の音楽」、「美術」の順に多くなっています。また、活動については「音楽」、「美術」等が多くなっていますが、電子機器を利用した「映像制作」等も上位に入っています。

本市では小中高校において学校教育や部活動を通じて、子どもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続き子どもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

■こどもの文化芸術の鑑賞と活動の状況

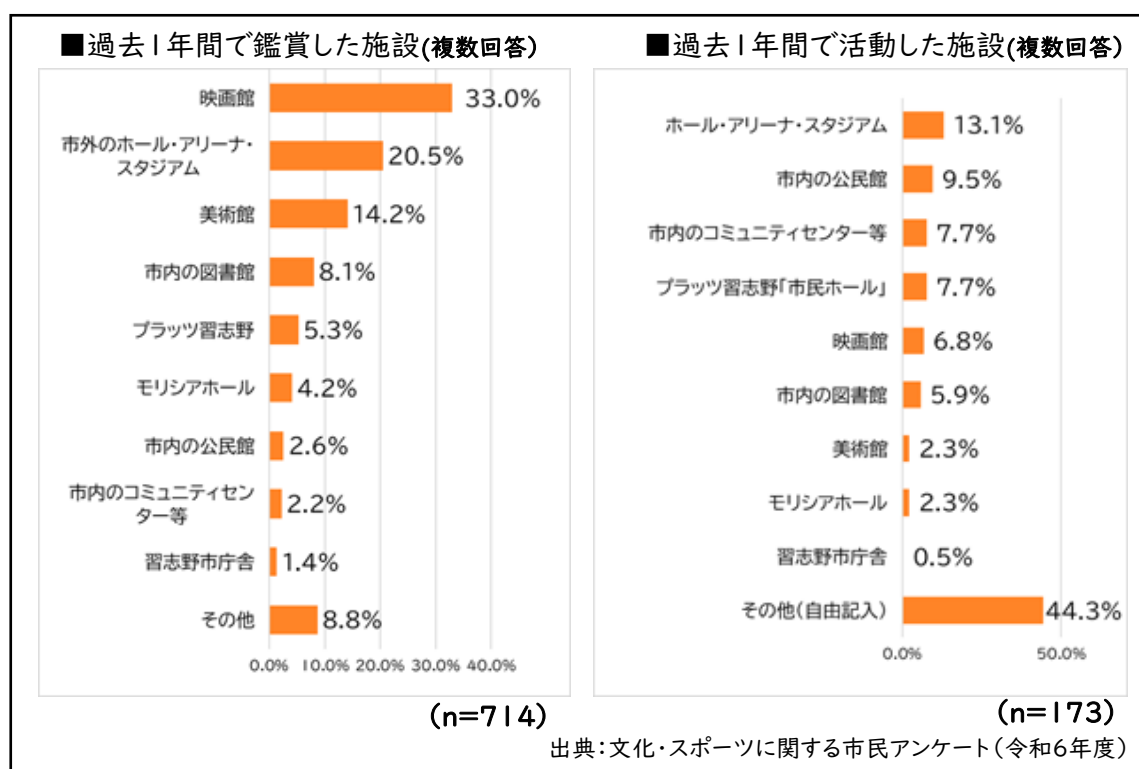


出典:文化に関する市立小中高生アンケート(令和6年度)

(3) 鑑賞・活動の場である主な施設等について

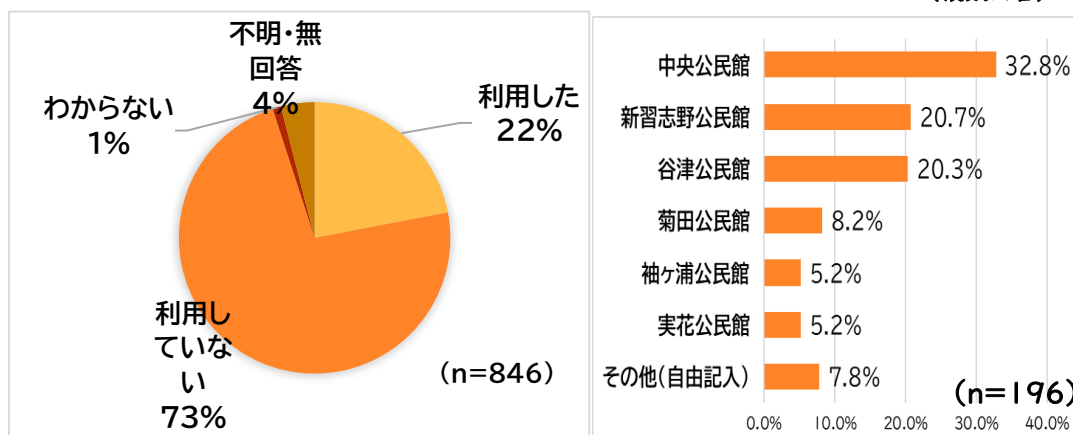
市民が鑑賞した施設では映画館、活動した施設ではホール・アリーナ・スタジアムが最も多くなっていますが、本市の公民館や図書館でも、身近に文化に触れるための活動が行われてきました。また、市民ホールでは文化芸術の公演を市民に届けると共に、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれています。

過去1年間に公民館・図書館を利用した割合の設問では、公民館を「利用した」との回答は約2割、「利用していない」は約7割となっています。一方、図書館を「利用した」との回答は約4割、「利用していない」は約6割となっています。それぞれの施設で「利用していない・わからない」と回答した方に、どのようであれば利用するかを問う設問について、公民館は「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」が35.1%、「利用方法がわかりやすい」が29.9%、「興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている」が19.1%と上位となっています。また、図書館では、「読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている」が47.3%、「どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる」が30.2%、「図書館が夜遅くまで開いている」が30.2%と上位に上がっています。公民館においては、利用しやすい施設が、図書館においては資料の充実が求められています。



■ 過去1年間の公民館の利用と利用した公民館

(複数回答)



■ 公民館を利用したくなる条件

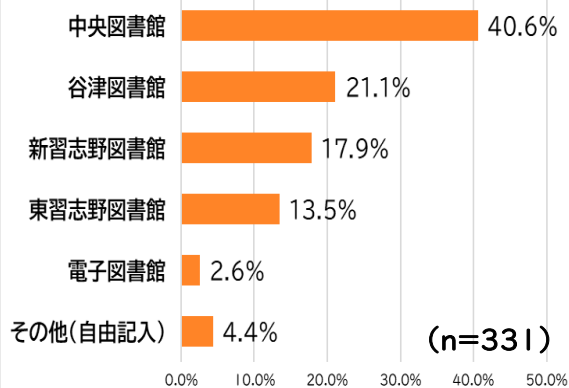
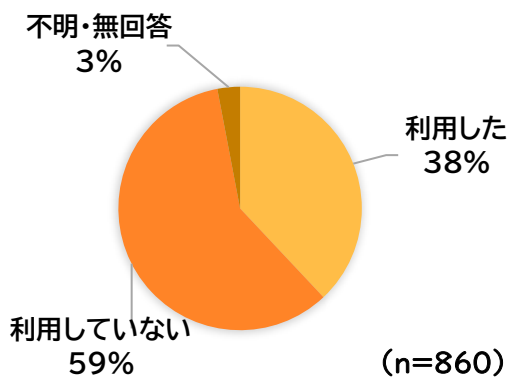
どのようであれば公民館を利用する課(複数回答)	件数(件)	構成比
気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある	226	35.1%
利用方法がわかりやすい	192	29.9%
興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている(具体的に記入)	123	19.1%
自分がやってみたいことを教わったり、体験することができる(具体的に記入)	113	17.6%
学習スペースがある	89	13.8%
世代や地域を超えた交流ができる	41	6.4%
音楽、演劇、ダンスなどの練習や美術の作品制作等に必要な設備や備品が整っている	34	5.3%
その他(自由記入)	79	12.3%

(n=643)

出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

■過去1年間の図書館の利用と利用した図書館

(複数回答)



■図書館を利用したくなる条件

どのようであれば図書館を利用するか(複数回答)	件数(件)	構成比
読みたい・必要な本、CDやDVDがそろっている	249	47.3%
どんな本やCD・DVD等があるのかインターネット等ですぐにわかる	159	30.2%
図書館が夜遅くまで開いている	135	25.7%
家の近くで本を受け取れるサービスがある	116	22.1%
利用方法がわかりやすい	101	19.2%
学習スペースがある	65	12.4%
その他(自由記入)	74	14.1%

(n=526)

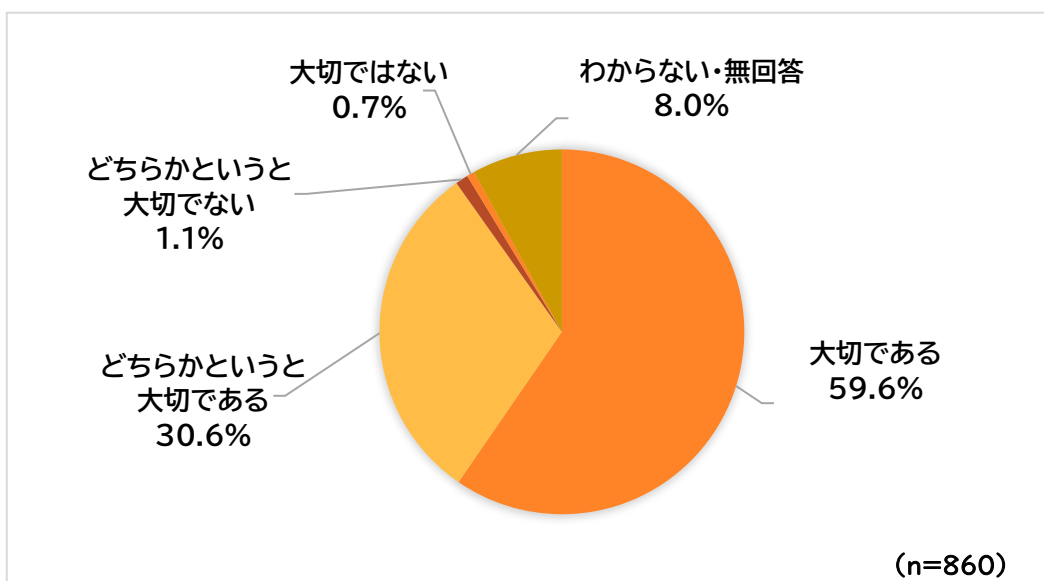
出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度)

(4) 文化財の保存・活用について

文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

■文化財を保存・活用することについて



■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を大切だと思う理由(複数回答)	件数(件)	構成比
歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから	618	77.3%
失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから	497	62.2%
昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから	392	49.1%
地域の魅力につながるから	165	20.7%
観光資源となるから	92	11.5%
文化財を通じて人々の交流が生まれるから	45	5.6%
地域に親しまれているから	35	4.4%
その他(自由記入)	7	0.9%

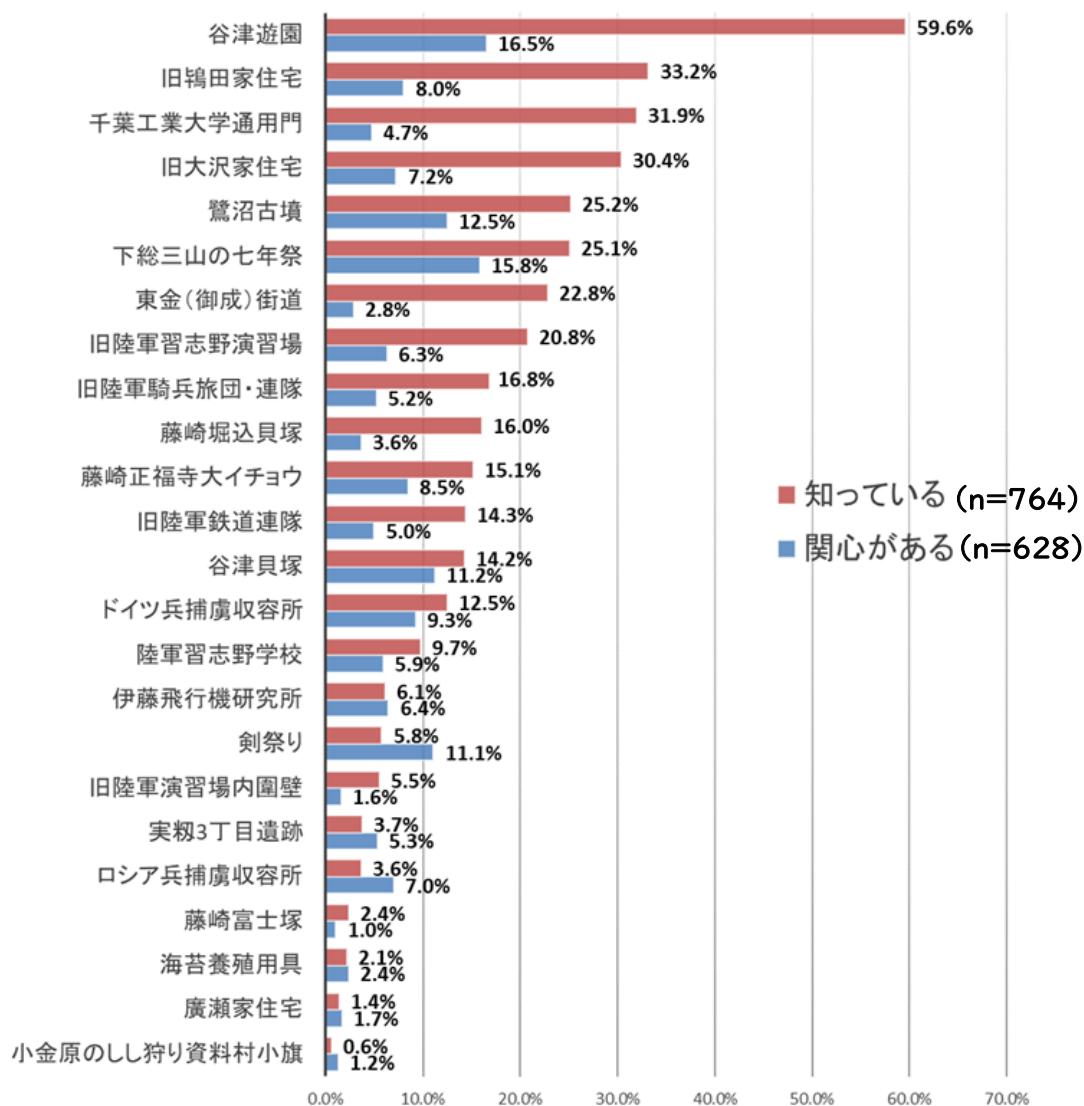
出典:文化・スポーツに関する市民アンケート(令和6年度) (n=799)

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が約 60%と圧倒的に高く、「旧鴫田家住宅」、「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」が30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が約 15%ですが、「谷津遊園」、「鷺沼古墳」、「谷津貝塚」、「剣祭り」以外は 10%を切り、全般的に低調です。

【文化財・歴史的な場所の認知度・関心度】(複数回答)



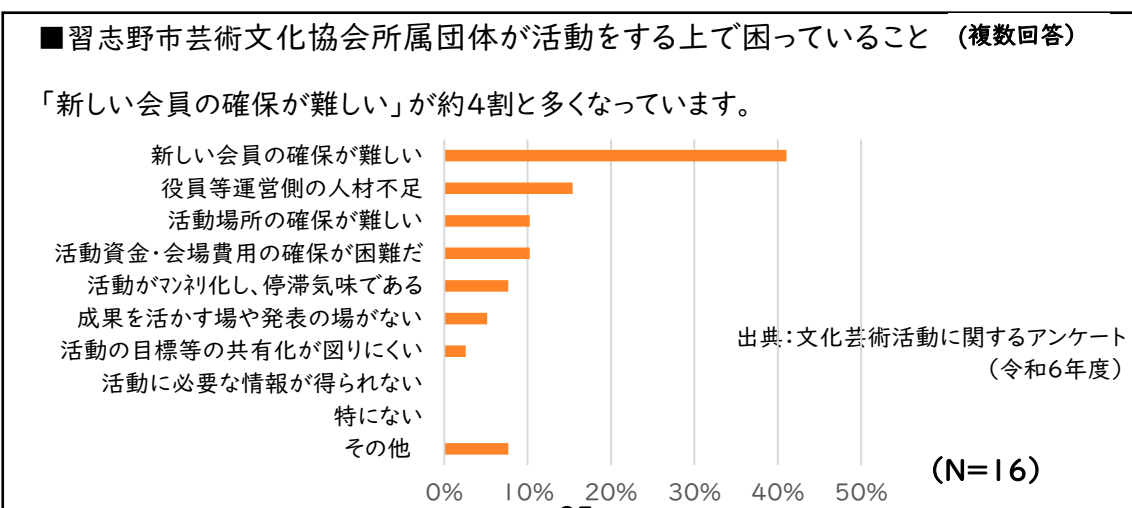
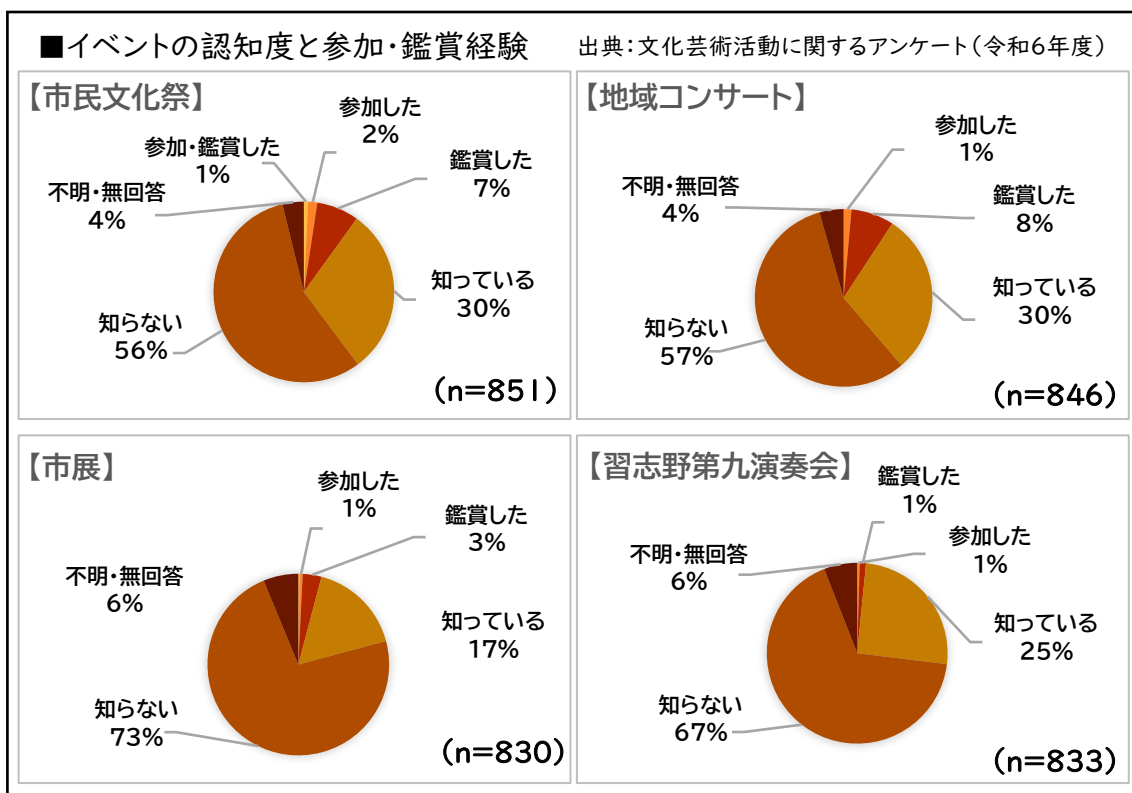
出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(5) 今後の文化芸術に関する取り組みについて

本市では市民が文化芸術を鑑賞・発表する行事の開催に取り組んできました。しかし、市教育委員会が共催・後援する行事は、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。特に「市展」や習志野第九演奏会を知らない市民は約7割となっています。認知度の向上を図ると共に参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要と考えられます。

また、習志野市芸術文化協会の加盟団体に対して実施した文化芸術活動に関するアンケート(令和6(2024)年度)によると本市の文化芸術を支える文化団体は新しい会員の確保が課題となっています。

また、市民は今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについて誰もが利用しやすいホールの整備、小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供を求めています。こうした市民ニーズや文化団体ニーズを踏まえ、本市の文化芸術の取り組みを継続していくことが重要です。



■若年層の文化芸術団体が活動をする上で困っていること(主な意見)

※習志野市芸術文化協会非所属団体等の個別ヒアリング等(5団体 音楽2、美術3)

- ・練習・発表、作品制作・展示の場所がない。
- ・大型楽器等を施設で借用できない、借用をする際補助をして欲しい。
- ・市民ギャラリーの設置と学芸員等の配置。

■今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業」等が多くなっています。

今後力を入れた方がよい取組(複数回答)	件数(件)	構成比
誰もが利用しやすいホールや劇場の整備	419	47.3%
小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供	363	41.0%
文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業	197	22.2%
未就学児を対象とした文化芸術事業	176	19.9%
文化芸術活動を紹介する情報発信	173	19.5%
地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組	158	17.8%
文化財の保存・活用	120	13.5%
文化芸術活動を支援する人材の育成	116	13.1%
市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供	63	7.1%
その他(自由記入)	39	4.4%
(n=886)		

出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(6) 前計画の評価指標及び実施状況結果概要

「第1次習志野市文化振興計画(令和3(2021)～7年(2025)年度)」に設定した評価指標の達成度と、取り組み内容の実施状況を「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」の方向性ごとに一覧化したものです。

<方向性 I> 文化に触れる～機会の提供～

【評価指標】 I項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	84.8%	85.2%	86%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	23.5%	26.1%	25%

【取り組み内容の実施状況】 I5取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	20.0%	73.3%	6.7%	—
R4(2022)	—	60.0%	40.0%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%

令和3～5年度は 3段階評価

A:実施予定事項が概ねできた(80～100%) B:実施予定事項が一部できた(21～79%)

C:実施予定事項が全くできなかった(0～20%)

令和6年度は、 5段階評価

A+: (120%)当初の見込みを上回る成果が達成できた

A: (100%)実施予定事項が達成できた

B: (75%)実施予定事項が実施過程もしくはわずかに達成できない事項があった

C: (50%)実施予定の半分程度が達成できた

D: (25%以下)実施予定事項のほとんどが達成できなかった

評価指標であった「文化芸術活動をした市民の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した市民の割合」は目標値をわずかに下回りました。

また、実施状況においては市民文化祭、親子や高齢者が参加する講座やイベント、アウトリーチ事業等、集合を前提とする取り組みにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBまたはCとなるものが見られました。

令和4年度以降は、徐々に社会活動が再開したことに伴い、これらの取り組みも復調傾向を見せています。令和5年度から6年度にかけては、ほとんどの事業が再びA評価を獲得しています。

特に、ICTを活用した資料閲覧やホームページの充実等、非接触型の取り組みは継続して高い評価を維持しています。

<方向性Ⅱ>文化をつなぐ ～継承と育成～

【評価指標】 1項目で達成

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	93.1%	89.5%	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	56.0%	63.1%	58%

※学校行事を除く主体的な鑑賞を対象とする

【取り組み内容の実施状況】 13取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	53.8%	46.2%	0.0%	—
R4(2022)	—	92.3%	7.7%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※評価記号 A+～D の表す達成度は<方向性Ⅰ>と同様。R6(2024)より5段階評価に変更。

評価指標であった「文化芸術活動をした小中高生の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した小中高生の割合」は達成できませんでした。コロナ禍によって奪われた、子どもたちの鑑賞・活動機会を提供することが必要です。

また、実施状況においては、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、伝統文化親子教室等世代間交流を通じた文化継承の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBとなるものが見られましたが令和4年度以降は大半がA評価に回復しています。

<方向性Ⅲ>文化を活かす ～活用～

【評価指標】 達成項目なし

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	実績	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回	16回 (R6)	18回
県指定文化財(旧大沢家・旧鴉田家住宅) 1日当たりの入館者数	実績値	61.1人	63人 (R4)	70人

※県指定文化財(旧大沢家・旧鴉田家住宅)1日当たりの入館者数は、令和5・6年度に旧大沢家住宅茅葺屋根葺き替え工事による休館が多かったため、令和4年度にて評価。

【取り組み内容の実施状況】 19取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	21.1%	52.6%	26.3%	—
R4(2022)	—	89.5%	10.5%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	89.5%	10.5%	0.00%	0.00%

※評価記号 A+～D の表す達成度は<方向性Ⅰ>と同様。R6(2024)より5段階評価に変更。

評価指標であった「公民館での音楽会・コンサートの実施回数」及び「県指定文化財(旧大沢家・旧鴛田家住宅)1日あたりの入館者数」はいずれも策定時の実績を上回りましたが、目標値は達成できませんでした。本市が育ててきた質の高い音楽文化、文化財、公民館等の施設、そこで活動する人材等について、今後、より積極的な活用が必要となります。

「地域コンサート」の開催、地域人材による音楽活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がやCとなるものが見られましたが、令和4年度から再びA評価が増加しています。令和5・6年度には、地元大学との連携、公民館を拠点とした地域イベントの活性化、市民カレッジ卒業生の活躍等、人的資源を活用した取り組みが徐々に成果を上げており、市民主体の文化活動が地域に根つき始めています。

第3章 将来像と方向性

1 将来像



文教住宅都市憲章の下、これまで先人たちが育ててきた本市の文化を継承し、市民の誰もがどのような生活環境におかれても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。第2次習志野市文化振興計画においても第1次計画を踏襲し、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げます。

2 方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組みます。

【方向性1】 文化に触れる ～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・生活環境等の条件によって差はありますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であった前回調査と比較しても、同様または微増であり多くの市民が文化芸術を大切だと回答しています。

文化芸術に実際に触れる重要性は維持しながら置かれた環境に関わらず、誰もが文化に触れられるよう、ICTを活用した鑑賞機会の提供等環境づくりを進めます。市庁舎や公共施設等身近な場所で作品発表や、質の高い文化芸術の鑑賞の機会を提供し、(公財)習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会と連携しながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への支援を強化します。また、市民が気軽に文化芸術に触れられるよう、情報発信にも力を入れていきます。

【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

文化は次代を担うこどもたちの豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が期待されています。特にコロナ禍によって奪われたこどもたちの鑑賞・活動機会の提供に注力し、これまで文化を支えてきた人々から、次代を担うこどもたちに活動を継承し、世代間での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

こどもや若い世代が文化芸術に実際に触れられるよう、文化系クラブへの活動支援や、本市の保育所やこども園等や公民館での乳幼児向けアートスタート事業等の企画・実施を行います。また、文化活動への支援や文化団体の世代間交流を促進し、生きがいにつながる環境を整備します。さらに、小中学校での管楽器講座の開催等、現役の大人・若者の高い技術が次世代のこどもたちの意欲を引き出す世代間の好循環を支援します。

習志野市芸術文化協会と連携し、伝統文化に地域で親しむ機会を設けると共に、伝統文化親子教室や講座を通じて若い世代の参画と担い手育成を図ります。

【方向性3】 文化を活かす ～活用～

文化財をはじめとする本市の文化を教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させ地域の活性化に向けた活用につなげます。これらと共に、歴史資料展示室の開設や講座の実施を通じて文化財の価値を広く伝えます。

また、音楽のまち習志野を象徴する、ならしの学校音楽祭や地域コンサート、習志野第九演奏会等の支援を行います。

さらに本市文化の拠点でもある音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備の検討を進めます。

そして、公民館等教育施設を活用した市民の学びや文化事業を強化し、(仮称)新総合教育センターの再設備においては公民館・図書館等複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げ、地域を担う人材の育成とにぎわいづくりに取り組みます。

第4章 施策と取り組み

【将来像】	【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】
【本計画の将来像】 誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れられる機会を提供	施策1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	(1) 誰もが文化芸術活動に親むことができる場・環境づくり	1. 土日・祝日等の講座等の実施 2. 利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親む機会の充実 4. 図書館資料の充実
		施策2 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(2) 多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進	5. 市民文化祭の実施 6. 多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供
			(3) 保育付きや親子で参加できる講座の充実	7. 保育付きの講座やイベントの充実 8. 親子で参加可能な講座やイベントの充実
	【方向性2】文化をつなぐ継承と育成	施策3 文化に関する情報の収集と提供	(4) 障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供	9. 障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 10. 多文化交流ができる機会の充実
			(1) 幅広い鑑賞機会の充実	11. 市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 12. アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援
		(2) 誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供	13. ICT を利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知	
	【方向性3】文化を活かす活用	施策1 音楽のまち習志野の推進	(1) 市ホームページ・SNS 等を活用した情報提供	15. 文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信
			(1) 未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供	16. 公民館等でのアートスタートの実施 17. 親子で本に親しむ機会の提供 18. 伝統文化に触れる行事等の実施
		施策2 文化を次世代につなげる環境の整備	(2) 教育における文化芸術活動の推進	19. 文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21. 伝統文化に触れる行事等の実施(再掲No.18)
	(1) 文化の世代間交流の場の提供		22. 伝統文化親子教室の開催支援 23. 文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24. 文化芸術団体と小中学生の交流の場づくり	
	【方向性3】文化を活かす活用	施策3 伝統文化を担う子どもや若手の育成	(2) 文化財の保存の推進	25. 文化財の収集・保存の充実 26. 埋蔵文化財調査の充実
			(1) 伝統文化を担う子ども・若者の育成	27. 伝統文化親子教室の開催支援(再掲No.22) 28. 伝統芸能及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供
【方向性3】文化を活かす活用	施策1 音楽のまち習志野の推進	(1) 音楽のまちを支える学校・団体の活動や交流支援	29. 学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実(再掲No.20) 30. コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供 31. 身近なところで子どもたちが目標を持つことができる環境の維持 32. 地域の人材を活かした音楽会の実施	
		(2) 音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり	33. 音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討	
【方向性3】文化を活かす活用	施策2 文化的資源の活用	(3) 音楽のまちを象徴する新ホールの検討	34. 学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 35. 親しみやすい市の歴史の発信【新規】 36. 文化的資源の展示や活用 37. 歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】	
		(1) 文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり	38. 特産品開発等の産業への文化の活用 39. 文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲No.14)	
【方向性3】文化を活かす活用	施策3 公民館活動等を通したまちづくり	(2) 文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	40. 交流を通じた発表の場づくり 41. 展示スペースの提供 42. プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催【新規】 43. 複合施設連携による学びと地域交流の場づくり【新規】	
		(1) 交流を促す文化活動の活性化	44. 地元大学等と連携した公民館事業の実施 45. 学生の公民館活動への参加機会の提供	
		(2) 大学等と連携した公民館活動	46. まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 47. 地域を活性化させるイベントやまつりの実施	
		(3) 社会教育を通した地域の魅力の発信	48. プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援【新規】 49. 市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	
【方向性3】文化を活かす活用	施策3 公民館活動等を通したまちづくり	(4) 地域を担う人材の育成		

【方向性1】文化に触れる ～機会の提供～

文化芸術に触れる機会の拡充を図るため、年齢、障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また市民ホールを中心に公共施設等を活用し、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に触れる機会等の情報について、広報や市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

また、若者を中心に、SNS等を通じ、写真、イラスト、小説等を投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることから、これらの活動も文化芸術活動としてとらえ、ICTを活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	85.2% (令和6年度)	89.2%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	26.1% (令和6年度)	30.1%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に実際に体験した鑑賞や活動のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別にデジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れた機会の状況についても把握します。

【施策1】誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供






本市は、文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。年齢や生活環境などの対象別、また地域の特性別の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会を提供します。

【小施策(1)】 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、土日や祝日等を利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう管理・運営の方法を検討します。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】



No.	取り組み名	概要	所管
1	土日・祝日等の講座等の実施 	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、土日・祝日等を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 	多くの利用者において使いやすい施設の管理・運営方法を検討します。	公民館
3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近な場所で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実  	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

【小施策(2)】多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、公共施設の他、公用施設においても市民文化祭の会場としての活用に取り組めます。

また、文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
5	市民文化祭の実施 	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を発表する市民文化祭を開催します。	社会教育課 公民館 協働政策課
6	多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供 	市庁舎・自治振興施設、体育館等の多様な施設で発表や文化を体験する機会をつくります。	社会教育課 協働政策課 障がい福祉課



習志野市芸術文化協会市民文化祭(市庁舎開催)





(公財)習志野市文化スポーツ振興財団主催事業 カルチャー&スポーツ

【小施策(3)】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が気兼ねすることなく文化芸術に触れる機会を充実させるためには、保育付きや親子で参加できる講座等の充実が不可欠です。保育付きの講座を行うことで、親がこどもを預けて自分の時間を持つことができ、参加へのハードルを低くすることができます。また、親子でイベント等に参加することで感動を共有し、絆を深める効果も期待できます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実 	子育て中の家族が参加しやすいよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実 	親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課



子育てママのクッキング





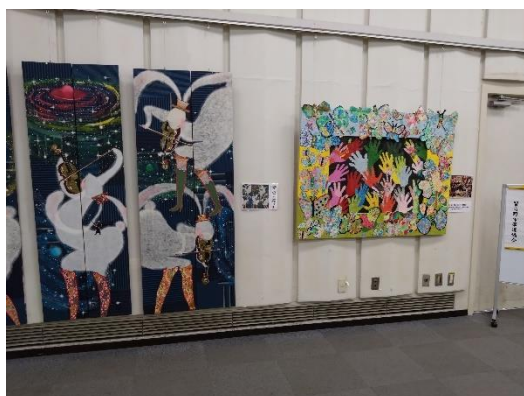
親子チャレンジ(房総太巻き寿司作り)

【小施策(4)】障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供

障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動に触れる機会を充実させ、互いの表現を認め合い、理解と交流を深める文化的な環境づくりを推進します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 	「福祉ふれあいまつり」「花の実園さくらまつり」等において、障がいのある人による舞台発表を行う他、理解と交流を深めるため障がいの有無に関係なく作品を共に展示する展覧会等を開催します。	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実 	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みを行う習志野市国際交流協会を支援します。	協働政策課



習志野市芸術文化協会芸術祭
NPO 法人 希望の虹レインボー学園
ちぎり絵作品展示



青少年訪問団(タスカルーサ市)
旧鴛田家住宅庭園でのお囃子鑑賞

【施策2】 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民にとって身近な場所で、幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館している中、市民ホール等での事業を一層強化すると共に、市庁舎等多様な施設の利用やインターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。



【小施策(1)】幅広い鑑賞機会の充実

プラッツ習志野にある市民ホールは、市民による自主的な文化・芸術活動の発表の場として活用される一方で、優れた音響環境により本格的な演奏会の開催にも十分対応できる仕様となっているため、プロ・アマを問わず幅広い利用が可能です。今後も、ホールの機能を活かしながら、市民が身近なホールで文化に親しむことができるように努めます。

また、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにはためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていくことが必要です。

市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 	市民ホールの自主事業やホールを利用した講座等で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 公民館
12	アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援 	(公財)習志野市文化スポーツ振興財団が、演奏家等をスポーツ施設や地域のイベント等へ派遣することにより、市民が質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課



(公財)習志野市文化スポーツ振興財団・中央公民館共催ファミリーコンサート







(公財)習志野市文化スポーツ振興財団 月待コンサート

【小施策(2)】誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供

施設等を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT※ ¹ を利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 	本市が所蔵する資料や作品を、ICTを活用してインターネット上で鑑賞できる環境を整備すると共に、電子書籍の充実を図ります。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知   	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課


【施策3】文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

【小施策(1)】市ホームページ・SNS等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図ると共に、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化するとともにSNS等を活用した情報発信を行うことにより、容易に情報が入手できる環境を整備します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信 	文化に関わるホームページを充実すると共に、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化したページを管理します。また、LINE等を利用し情報発信します。	社会教育課

※¹ 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

【方向性2】文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代の子どもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、子どもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充すると共に、世代間交流を通じて文化の継承に取り組めます。また、子どもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	89.5% (令和6年度)	93%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	63.1% (令和6年度)	67%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に学校行事を除き、実際に鑑賞や活動した体験のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別に学校行事やデジタルの媒体での鑑賞や活動の状況についても把握します。

【施策1】子どもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり







子どもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育むため、未就学の子どもたちへの文化芸術の取り組みを拡充すると共に、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組めます。

【小施策(1)】未就学の子どもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学の子どもたちの豊かな感性と創造性を育むため、子どもたちが文化芸術に触れるアートスタートを実施すると共に、絵本に触れるブックスタート事業等親子で本に親しむ機会を提供します。

また、日本の伝統文化が身近に感じられる行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
16	公民館等でのアートスタートの実施 	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が絵や工作等の表現活動をするアートスタートを実施します。	公民館
17	親子で本に親しむ機会の提供 	こどもが生まれた家庭への誕生記念図書館カードの配布、絵本を贈呈するブックスタート事業等、親子で本に親しむ機会を提供します。	子育てサービス課 図書館
18	伝統文化に触れる行事等の実施    	伝統文化を感じられる行事を実施します。	こども園 幼稚園 保育所 こども保育課



ひな祭り






節分

【小施策(2)】教育における文化芸術活動の推進

こどもや若い世代が文化芸術に触れるためには、社会教育においてだけでなく学校教育においても取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校・公民館等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会を提供すると共に、ICT を活用した手法も検討しながら、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 	小・中学校において、音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行、デジタルを活用した発信等文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 	小中学校音楽会やならしの学校音楽祭等、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を設けると共に、習志野高等学校吹奏楽部が小中学生に演奏指導を行う取り組みを支援し、次世代の音楽人材の育成につなげていきます。	指導課
21	伝統文化に触れる行事等の実施(再掲) 	伝統文化を感じられる行事を実施します。	指導課 保健体育安全課 公民館



どんど焼き



ならしの”こども美術館”




【施策2】文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人と子どもが交流する機会の拡充に取り組みます。

【小施策(1)】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により次世代へ文化を継承するため、伝統文化親子教室の取り組みを強化すると共に、習志野市芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加できる環境づくりに取り組みます。



【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	伝統文化親子教室の開催支援 	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業伝統文化親子教室を実施する団体に対し、申請や実施に係る支援をします。	社会教育課
23	文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 	文化芸術団体が行う市展や市民文化祭に小中高生が参加や出品することを推進し、世代を超えた交流ができるように支援します。	社会教育課 公民館
24	文化芸術団体と小中学生の交流の場づくり 	習志野第九演奏会の公開リハール見学を行い、本市で培われてきた文化を共有する交流を支援します。	社会教育課

【小施策(2)】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実 	文化財の調査・収集・保存の充実に努めます。文化財指定を目指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実 	埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課



【施策3】 伝統文化を担うこども・若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、こども・若者が文化を学び、体験する機会をつくります。

【小施策(1)】 伝統文化を担うこども・若者の育成

これからの本市の文化を担うこどもや若者を育てるため、引き続き伝統文化親子教室の支援に取り組むと共に、伝統芸能の体験をはじめ、地域の行事や慣習への理解を深める機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	伝統文化親子教室の開催支援 (再掲) 	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業伝統文化親子教室を実施する団体を支援します。	社会教育課
28	伝統芸能体験及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供 	伝統芸能や地域行事・慣習について、こどもや若者が体験したり、理解を深める機会を提供します。	公民館 指導課



和太鼓 in ならしの



伝統文化親子教室 開催支援
(市民文化祭での親子や子どもの作品展示)

【方向性3】文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させていきます。特に文化財をはじめ、本市で特徴のある音楽文化や公民館活動等について、地域の活性化に向けた文化の活用の取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
公民館主催講座の受講者数	実績値	42,630人 (令和6年度)	44,900人
県指定・市指定・国登録文化財の数	実績値	21件 (令和6年度)	22件

【施策1】音楽のまち習志野の推進

本市は、長年にわたって学校や地域で音楽活動が盛んに行われてきた経緯から、次第に音楽のまち習志野としての特色が根付いてきました。この強みを今後さらに活かしていくためにも、本市の音楽文化を支える学校や団体の取り組みを引き続き支援していくことが重要です。




【小施策(1)】音楽のまちを支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小中高校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収める一方で、地域の音楽団体も活発に活動しており、こうした学校や団体を支援しながら、子どもたちが質の高い演奏に触れて刺激や感銘を受けられる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



小中学校管楽器講座

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	学校行事や部活動における音楽を 発表する機会の充実(再掲) 	「小中学校音楽会」やならしの学 校音楽祭等、学校行事や部活動 で音楽を発表する機会を設ける と共に、習志野高等学校吹奏楽 部が小中学生に演奏指導を行う 取り組みを支援し、次世代の音 楽人材の育成につなげていきま す。	指導課
30	コンクール優秀団体の発表の場 と鑑賞機会の提供 	コンクールにおいて優秀な成績 を収めた団体の演奏の発表の場 としてならしの学校音楽祭を実 施し、鑑賞機会を提供します。	指導課
31	身近なところで子どもたちが目標 を持つことができる環境の維持 	習志野市小・中学校管楽器講座 への参加やならしの学校音楽祭 への出場を目指したり、習志野 第九演奏会のリハーサル見学の 機会等をおして刺激や感銘を 受け、身近なところで子どもた ちが目標を持つことができる環 境をつくれます。	指導課

【小施策(2)】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近な場所で音楽を楽しみ交流が図れる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
32	地域の人材を活かした音楽会の実施	学習圏会議※ ² や地域と共に連携したコンサートを実施します。また、演奏や歌の技術に長けた人材が豊富である音楽のまちの強みを活かし本市にゆかりがある音楽家等によるコンサートを実施します。	社会教育課 公民館



バラの街♪音楽会

【小施策(3)】音楽のまちを象徴する新ホールの検討

多くの市民に親しまれてきた習志野文化ホールは、本市の音楽文化の中心的な拠点として、その発展に大きく寄与してきました。新たなホールにおいても音の響きを重視すると共に、幅広い創造的な文化芸術活動を支える場となるよう、再整備の検討を進めていきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討	音の響きを大事にし、幅広い利用に対応できる誰もが利用しやすいホールとなるよう再整備を検討します。	総合政策課 社会教育課



※² 生涯学習によるまちづくりをめざし、地域の特色を活かした生涯学習を推進し実践するため、平成4年から平成6年の間に市内各公民館を拠点に設置された。構成員に制限はなく、各々特徴的なコンサートや行事等を実施している。これまでの主な活動成果として「習志野かるた」制作や、学校や町会等と協力実施する地域コンサートがある。





【施策2】 文化的資源の活用

本市には、文化財や美術品、民俗行事をはじめとする将来にわたって伝えていくべき文化的な資源があります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じ、関心を深めることが大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

【小施策(1)】文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるよう、教育に活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
34	学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 	学校教育・社会教育等の場で文化財等文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	指導課 社会教育課 公民館 図書館
35	親しみやすい市の歴史の発信【新規】 	市民が手に取りやすく読みやすい習志野市史関連書籍の充実・周知、インターネットでの発信、説明板の更新等市民が習志野市の歴史に愛着や興味を持つような取り組みを推進します。	社会教育課
36	文化的資源の展示や活用 	文化財、芸術作品等本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示・公開や、旧大沢家住宅・旧鴫田家住宅を活用したイベント等を実施します。	社会教育課 公民館
37	歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】 	歴史資料展示室を開設し、保存展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施します。 また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の計画的な補修並びに新たな収蔵場所を検討します。	社会教育課



旧鴫田家住宅お月見の会





歴史資料展示

【小施策(2)】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業分野への展開を進めていきます。これにより、地域文化を体現する製品として広く発信し、観光や産業の活性化を図ります。また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップを配布・発信し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用 	習志野市の文化を「ふるさと産品」等特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲) 	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



習志野ドイツフェア&フードフェス



習志野市歴史・文化財マップ

【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり





公民館は本市の地域文化の担い手のひとつとして市民のまちづくりを後押ししてきました。地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、まつりやイベント等につなげ広く共有すると共に、大学等との連携を通じて、活動の活性化に取り組みます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】 交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品・発表等を鑑賞し合い、作品・発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組みます。

また、(仮称)新総合教育センターの再整備において、公民館・図書館等を機能統合して複合施設を開設し、人と人がつながる学びの交流基地として文化活動を支援します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり 	サークルや文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽等の発表の機会をつくります。	公民館
41	展示スペースの提供 	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できるスペースを提供し、市民間の交流を促します。	公民館 協働政策課
42	プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催【新規】 	「ならしのクリエイターズエキスポ」「ハンドメイド・マーケット」等市民作家が展示販売と共に市民と交流し、活動の輪を広げることのできるイベントを開催します。	社会教育課
43	複合施設連携による学びと地域交流の場づくり【新規】 	(仮称)新総合教育センターの再整備において公民館・図書館等の機能統合による複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げます。	公民館 図書館 協働政策課 総合教育センター



サークルふれあいまつり





交流を促す展示

【小施策(2)】大学等と連携した公民館活動

公民館では、文化活動の担い手の減少が課題となっています。このため、青年講座等での地元大学や高校との連携を通じて、若者が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
44	地元大学等と連携した公民館事業の実施 	青年講座等において地元の大学や高校と連携しながら、公民館事業に取り組みます。	公民館
45	学生の公民館活動への参加機会の提供 	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



ユースリーダー講座





ならしのリーダーズ

【小施策(3)】社会教育を通じた地域の魅力の発信

地域特有の文化を生かすには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを広く共有していくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むと共に、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
46	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 	公民館の学習圏会議やプラッツ習志野の「フューチャーセンターならしの」において、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくれます。	公民館 社会教育課 (プラッツ習志野)
47	地域を活性化させるイベントやまつりの実施 	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、交流の輪を作り、地域の活性化につなげます。	公民館



地域のいまを知り交流やアイデアを出す場
シン・ならしのスタディーズ
(プラッツ習志野フューチャーセンター)



きくたこどもまつり

【小施策(4)】地域を担う人材の育成

これからの地域を担う人材を育むことは重要な課題です。このため、プラッツ習志野を多様な世代・分野の人材が交流・協働する拠点とし、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。また、市民カレッジで学んだ市民をはじめ、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
48	プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援 【新規】	市民活動の導入促進・活動補助として、講座や発表会・相談会のステップから活動の初動段階を応援するイベント「一歩目フェスティバル」「ならしのクリエイターエキスポ」等を開催し、市民が活動を行うきっかけを支援します。また、市民作家の作品の展示販売である「ヒトコマ雑貨市」の開催等フューチャーセンターが登録管理・運営する「クリエイターズクラブ」の活動を支援し、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。	社会教育課 公民館
49	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり	「市民カレッジ OB ボランティア」等卒業生が、地域で活躍できる仕組みをつくります。	社会教育課



ならしのクリエイターズエキスポ



ボランティア活動とは(車椅子体験)

第5章 推進に向けて

1 関係各課等との調整

文化振興にあたっては、関連各部署との密な連絡・調整を行い、すべての施策・事業に文化的視点を融合させつつ実施します。これにより、全庁横断的な推進体制を確立し、計画的かつ統合的な文化振興を図ります。

また、文化事業の実施にあたっては、習志野市芸術文化協会や(公財)習志野市文化スポーツ振興財団と連携を密にして課題や問題点を共有し解決するとともに、広い視野をもって取り組みます。

その他にも文化的な情報収集に努め、計画を推進します。

さらに現状を把握しながら状況に即した対応をし、取り組み項目については適宜、追加・修正を行う等必要に応じた見直しを行います。

2 評価の方法

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議をはじめ、各関係審議会に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。

参考資料

- 1 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

- 2 習志野市文化振興計画について諮問・答申
社会教育法(抄)【第四章】
習志野市社会教育委員の設置に関する条例
習志野市社会教育委員

- 3 習志野市文教住宅都市憲章
文化芸術基本法
千葉県文化芸術の振興に関する条例

- 4 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)

I 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

(1) 文化施設等



施設名	中央公民館	菊田公民館	実花公民館	袖ヶ浦公民館
所在地	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	津田沼 7-9-20	東習志野 6-7-2	袖ヶ浦 2-5-1
電話	047-455-3517	047-452-7711	047-477-8899	047-451-6776



施設名	谷津公民館	新習志野公民館	市民ホール
所在地	谷津 4-7-10	秋津 3-6-3	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)
電話	047-452-1509	047-453-3400	047-476-3213



施設名	中央図書館	新習志野図書館	東習志野図書館	谷津図書館
所在地	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	秋津 3-6-3	東習志野 3-1-20	谷津 5-16-33
電話	047-475-3213	047-453-3399	047-473-2011	047-471-2072



施設名	谷津コミュニティセンター	東習志野コミュニティセンター	市民プラザ大久保	実籾コミュニティホール
所在地	谷津 5-16-33	東習志野 3-1-20	大久保 4-2-11	実籾 5-3-20
電話	047-471-2071	047-475-9901	047-470-8171	047-455-6500

(2) 指定文化財等

① 千葉県指定文化財



名称	小金原のしし狩り資料 村小旗 (有形文化財)	旧大沢家住宅 (有形文化財)	旧鴛田家住宅 附 大工手間(てま)日記・大工出面書留板(でづらかきとめいた)・襖引手裏板(ふすまひきてうらいた) (有形文化財)	下総三山の七年祭り (無形民俗文化財)
指定年月日	昭和42年3月7日	昭和50年12月12日	平成17年3月29日	平成16年3月30日
所在地 伝承地	鷺沼2-1-1 習志野市庁舎内	藤崎1-14-43 藤崎森林公園内	実籾2-24-1 実籾本郷公園内 附は鷺沼2-1-1 習志野市庁舎内	千葉市、船橋市、習志野市及び八千代市



名称	藤崎堀込貝塚 (史跡)
指定年月日	昭和42年3月7日
所在地 伝承地	藤崎1-13

② 習志野市指定文化財



名称	実籾 3 丁目遺跡 出土土器 (有形文化財)	谷津貝塚出土 墨書(ぼくしよ) 土器 (有形文化財)	谷津貝塚出土 瓦塔(がとう) (有形文化財)	谷津貝塚出土 銭貨(せんか) (有形文化財)
指定 年月日	平成 26 年 4 月 2 日	平成 27 年 11 月 9 日	平成 27 年 11 月 9 日	平成 27 年 11 月 9 日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内



名称	谷津貝塚出土 金属製品 (有形文化財)	ドイツ捕虜関係 資料 (有形文化財)	海苔養殖用具他 一括 (民俗文化財)	藤崎富士講社の 富士塚
指定 年月日	平成 27 年 11 月 9 日	令和元年 9 月 3 日	昭和 51 年 7 月 16 日	令和 5 年 3 月 1 日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	谷津 2-16-32 向山小学校内	藤崎 1 丁目 176 藤崎堀込貝塚内



名称	鷺沼古墳 B 号墳箱式石棺 (史跡)	藤崎正福寺大イチョウ (天然記念物)
指定 年月日	昭和 51 年 7 月 16 日	昭和 51 年 7 月 16 日
所在地 伝承地	鷺沼 1-9 鷺沼城址公園内	藤崎 1-8 子安観音堂脇

③ 国登録文化財



名称	千葉工業大学 通用門(旧鉄道 第二連隊表門) (有形文化財)	旧陸軍演習場内 圍壁 (有形文化財)	廣瀬家住宅 (主屋・蔵・倉庫・ 井戸上屋) (有形文化財)
登録 年月日	平成10年9月2日	平成14年2月14日	平成15年7月1日
所在地 伝承地	津田沼 2-17-1 千葉工業大学	東習志野 4丁目	津田沼 6丁目

④ 国認定 文化財の保存技術保持者



選定保存 技術の 名称	表具用刷毛製作
保持者	田中 重己
認定 年月日	平成22年9月6日

(3) 屋外彫刻



作品名	希望	青春の鼓動	緑の風景	はと笛
作成者	古川 猛	四中美術クラブ	竹 道久	中野 滋
設置場所 (住所)	実花小学校正門前 (東習志野 6-7-2)	マラソン道路 (東習志野 3-12)	総合教育センター 入口 (東習志野 3-4-4)	総合教育センター (東習志野 3-4-4)



作品名	帽子をかぶった僕	思索	WARP	非ユークリッド的 形態
作成者	酒井 良	水谷 靖	田中 康二郎	村田 徹
設置場所 (住所)	実籾本郷公園 (実籾 2-24)	プラッツ習志野 (本大久保 3-8-19)	かもめ公園 (藤崎 6-5)	森林公園 (藤崎 7-14)



作品名	鬼っ子	雛を抱く少年	真心(2体)	陽だまり
作成者	片岡 康夫	虎竹 秀芳	舟越 保武	森田 伸
設置場所 (住所)	鷺沼台遊歩道 (鷺沼台 2-5)	菊田水鳥公園 (津田沼 3-2)	市役所庁舎入口 (鷺沼 2-1-1)	菊田遊歩道 (鷺沼 1-1-1)



作品名	水の音	少女の夢	番鳥(つがいどり)	空を見上げる青年
作成者	本郷 寛	川村 栄	青木 三四郎	舟越 桂
設置場所 (住所)	京成津田沼駅南口 広場 (津田沼 5-12)	まろにえ橋 (谷津 2-10)	津田沼公園 (谷津 1-16)	JR 津田沼駅北口 広場 (津田沼 1-1-1)



作品名	モジリアーノ	花の姉妹	フローラの像	華
作成者	西條 誠	中村 為延	山本 雅彦	橋本 堅太郎
設置場所 (住所)	谷津コミュニティ センター (谷津 5-16-33)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)



作品名	白いコスチューム	春風	フィンガーウェーブ	歌暁風 (うたぎょうふう)
作成者	斉藤 高德	鈴木 徹	岩下 恭子	舟越 保武
設置場所 (住所)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	谷津バラ園内 (谷津 3-1-14)	葦切児童公園 (谷津 2-19-7)	袖ヶ浦体育館 (袖ヶ浦 5-1)



作品名	暢(ちょう)
作成者	石橋 亘
設置場所 (住所)	新習志野公民館 (秋津 3-6-3)

2 習志野市文化振興計画について諮問・答申

(1) 諮問

教 社 第 4 0 1 号

令和7年1月22日

習志野市社会教育委員長 様

習志野市教育委員会

習志野市文化振興計画の策定について(諮問)

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、「習志野市文化振興計画」の策定について、社会教育委員の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

「習志野市文化振興計画」の策定について

2. 計画策定の趣旨

現行の「習志野市文化振興計画」は本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成するとともに本市の文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3年度から令和7年度まで5年間を計画期間として策定した。

この間、新型コロナウイルスの世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだほか、施設が休館となるなど、文化・芸術の分野においても多大なる影響があった。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったと考える。

一方で、『コロナ禍』により、文化・芸術が果たす役割が再認識され、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術などデジタル技術を活用した取り組みが急速に普及した。

また習志野市では、昭和53年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、地区再開発の影響と老朽化のため令和4年度末を以て長期休館となった。ホールの再整備までの間、従来のホールを中心とした文化振興の取り組みから、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより振興施策の充実を図ることが必要となる。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリングなどを通じて、現行期間の取組と総合指標の達成度等を図り、その成果を踏まえつつ、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、今後の必要な施策と取り組みを位置付けるため令和8年度から令和15年度を計画期間とする次期計画を策定する。

(2) 答申

答 申

習志野市教育委員会 様

令和7年1月30日付け教社第401号により、習志野市社会教育委員に諮問がありました次期習志野市文化振興計画案につきまして、別紙のとおり、答申します。

令和7年9月24日

習志野市社会教育委員
委員長 澤田 弘

(3) 社会教育法(抄)【第四章】

○社会教育法(抄)

(昭和二十四年六月十日)

(法律第二百七号)

第四章 社会教育委員

(昭和二六法一七・旧第三章繰下)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(平一一法八七・平一三法一〇六・平二五法四四・一部改正)

第十六条 削除

(平一一法八七)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(昭三四法一五八・平二六法七六・一部改正)

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・平二五法四四・一部改正)

第十九条 削除

(昭三四法一五八)

(4) 習志野市社会教育委員の設置に関する条例

○習志野市社会教育委員の設置に関する条例

昭和 25 年 2 月 28 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、習志野市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(平 25 条例 34・全改)

(委員)

第 2 条 委員の定数は 10 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(平 25 条例 34・全改)

(任期等)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情がある場合は委員の任期中でも解嘱することができる。

(平 25 条例 34・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員のうちから委員長及び副委員長を互選する。

2 委員長は、委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 25 条例 34・追加)

(委員の会議)

第 5 条 委員の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長を定める前に招集する会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 25 条例 34・追加)

(庶務)

第 6 条 委員に係る庶務は、社会教育担当課において処理する。

(平 25 条例 34・追加)

(費用弁償)

第7条 委員が職務として研究調査を行うとき、予算の範囲においてその費用を弁償する。
(平19条例4・旧第5条繰上、平25条例34・旧第4条繰下・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議その他運営に関し必要な事項は、別に定める。
(平19条例4・旧第6条繰上・一部改正、平25条例34・旧第5条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年3月24日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月20日条例第4号)抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第34号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(5) 習志野市社会教育委員

習志野市社会教育委員

No.	氏名	職業・役職	委嘱事由
1	澤田 弘	芸術文化協会副会長	社会教育関係者
2	鶴岡 利江子	家庭教育学級講師(助産師)	家庭教育関係者
3	蓮 一臣	第七中学校校長	学校教育関係者
4	越智 晃	スポーツ推進委員連絡協議会副会長	社会教育関係者
5	三浦 久美	元習志野文庫連絡会役員 他	社会教育関係者
6	大村 悠	習志野市 PTA 連絡協議会会長	社会教育関係者
7	中台 雅之	青少年相談員連絡協議会会長	社会教育関係者
8	丹間 康仁	筑波大学准教授	学識経験者

関係法令 社会教育法第15条
習志野市社会教育委員の設置に関する条例第2条及び第3条
定数・任期 10人以内、2年
委嘱期間 令和6年6月1日～令和8年5月31日

5 習志野市文教住宅都市憲章 文化芸術基本法 千葉県文化芸術の振興に関する条例

(1) 習志野市文教住宅都市憲章

昭和 45 年 3 月 30 日議決
改正 昭和 60 年 3 月 28 日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすつぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしろ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。
- 1 わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。

(2) 文化芸術基本法

(前文)

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住

- する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができ
きるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活
発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮され
なければならない。
 - 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られな
なければならない。
 - 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が
行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展
が図られなければならない。
 - 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよ
う、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
 - 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関
する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」とい
う。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
 - 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見
が反映されるよう十分配慮されなければならない。
 - 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を
文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有
の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連
分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策
を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主
的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができ
るとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理
解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(3) 千葉県文化芸術の振興に関する条例

(前文)

文化芸術は、人が本来的にもつ情動の発露である。

文化芸術は、一人ひとりの個性を育み、生きる喜び、感動、安らぎをもたらすものである。

文化芸術は、人々が相互に理解し尊重しあう場を提供し、ひいては平和に寄与するものである。

私たちが暮らす千葉県は、三方を海に囲まれ、変化に富んだ美しい海岸線と肥沃な大地に恵まれ、四季折々の彩り豊かな花、湖沼や谷津などの美しい水辺、緑豊かな里山に恵まれた郷土である。温暖湿潤な気候と自然の恵みは、古代から人々に豊かな暮らしをもたらし、貝塚をはじめとする遺跡や、伝統芸能、祭り、郷土料理などの地域固有の文化が今に受け継がれてきた。

また、我が県は、人や物、情報が活発に交流する中で、様々な文化芸術活動が盛んに行われており、伝統芸能からメディア芸術まで県内各地に多様な文化芸術を花開かせてきた。

こうした房総の特性を活かし、県民が文化芸術に親しむ土壌を醸成するとともに、世界との交流の扉を有する地にふさわしく、我が千葉県の文化芸術を広く国の内外に発信しなければならない。

私たちは、郷土への誇りと愛着を深め、先人が創りあげた文化の継承と新たな創造を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の礎である表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性や専門性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の特色を反映した文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が県民共通の財産として生まれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、県の文化芸術及びその魅力が、県内はもとより、国内外へ発信されるよう、文化芸術に係る交流の推進が図られなければならない。

- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く県民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

- 第3条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村が実施する文化芸術に関する施策について、情報提供、必要な助言その他の支援に努めるものとする。

（県民の関心及び理解）

- 第4条 県は、県民が文化芸術を享受し、創造することができるとともに、県民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めなければならない。

（国、他の地方公共団体、文化芸術団体等との連携）

- 第5条 県は、基本理念の実現を図るため、国、他の地方公共団体、文化芸術団体、大学その他の教育研究機関、民間事業者その他の関係者（以下「文化芸術団体等」という。）等と相互に連携を図り、その能力を活用するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

- 第6条 県は、文化芸術に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術推進基本計画）

- 第7条 県は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画を定めなければならない。
- 2 前項の計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
 - 3 知事は、第1項の計画を定めるに当たっては、あらかじめ、文化芸術団体等の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。
 - 4 知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、第1項の計画の変更について準用する。

（芸術の振興）

- 第8条 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 県は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 県は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 県は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 県は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用等)

第13条 県は、歴史、風土等に培われてきた有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等の把握及び調査に努めるとともに、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、郷土についての歴史的価値がある文書及び記録が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第14条 県は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、前項に定めるもののほか、地域の歴史、風土等に培われてきた地域固有の行事、祭り、伝統的な農法、漁法、技術等その他の地域固有の文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に関する発信等)

第15条 県は、県の文化芸術の県内外への周知を図るため、県の文化芸術に関し、事例の把握、情報の収集、発信その他の必要な施策を講ずるものとする。
2 県は、文化芸術に係る国内外の交流の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う

者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の鑑賞等の機会の充実）

第17条 県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（県民の文化芸術活動の充実）

第18条 県は、年齢又は障害の有無にかかわらず、県民が行う文化芸術活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（教育における文化芸術活動の充実）

第19条 県は、幼児期の教育、学校教育等教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校等における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第20条 県は、県民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

（地域の歴史的又は文化的景観の保全等）

第21条 県は、地域の歴史的又は文化的景観を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるものとする。

（顕彰）

第22条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

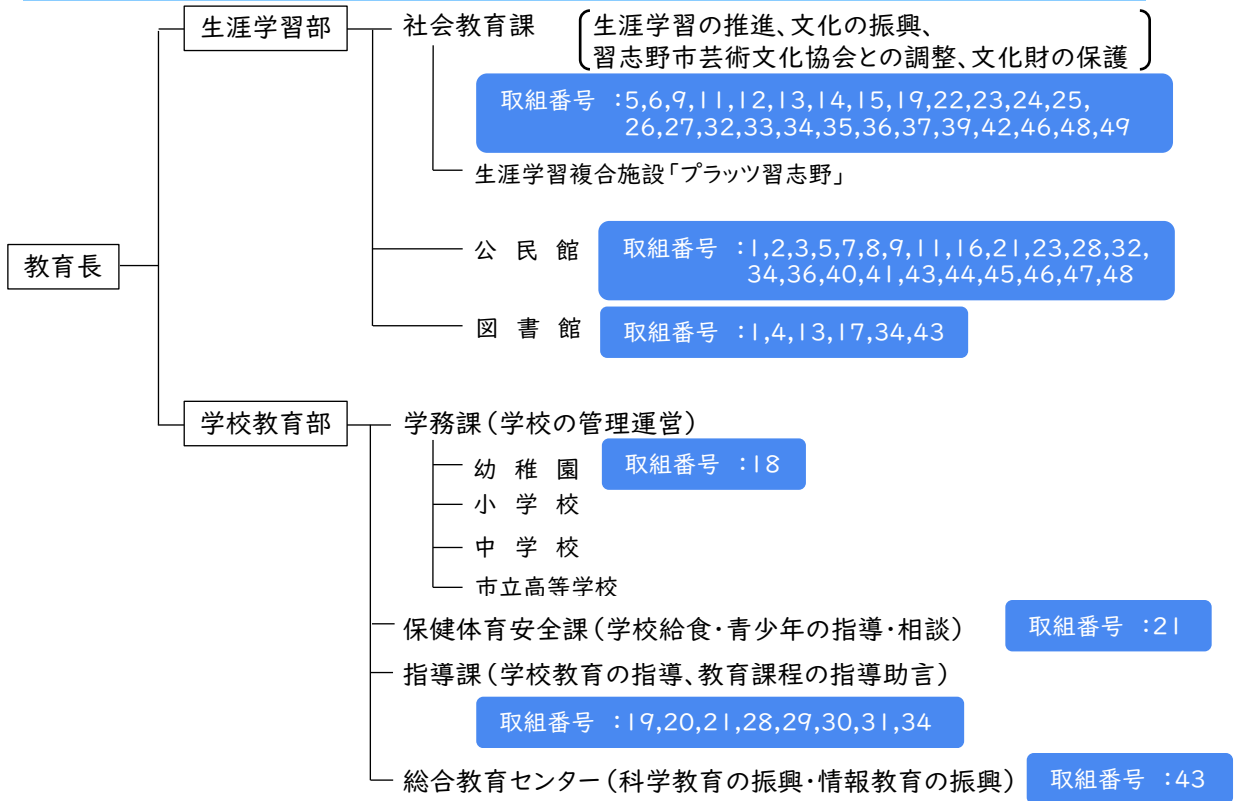
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

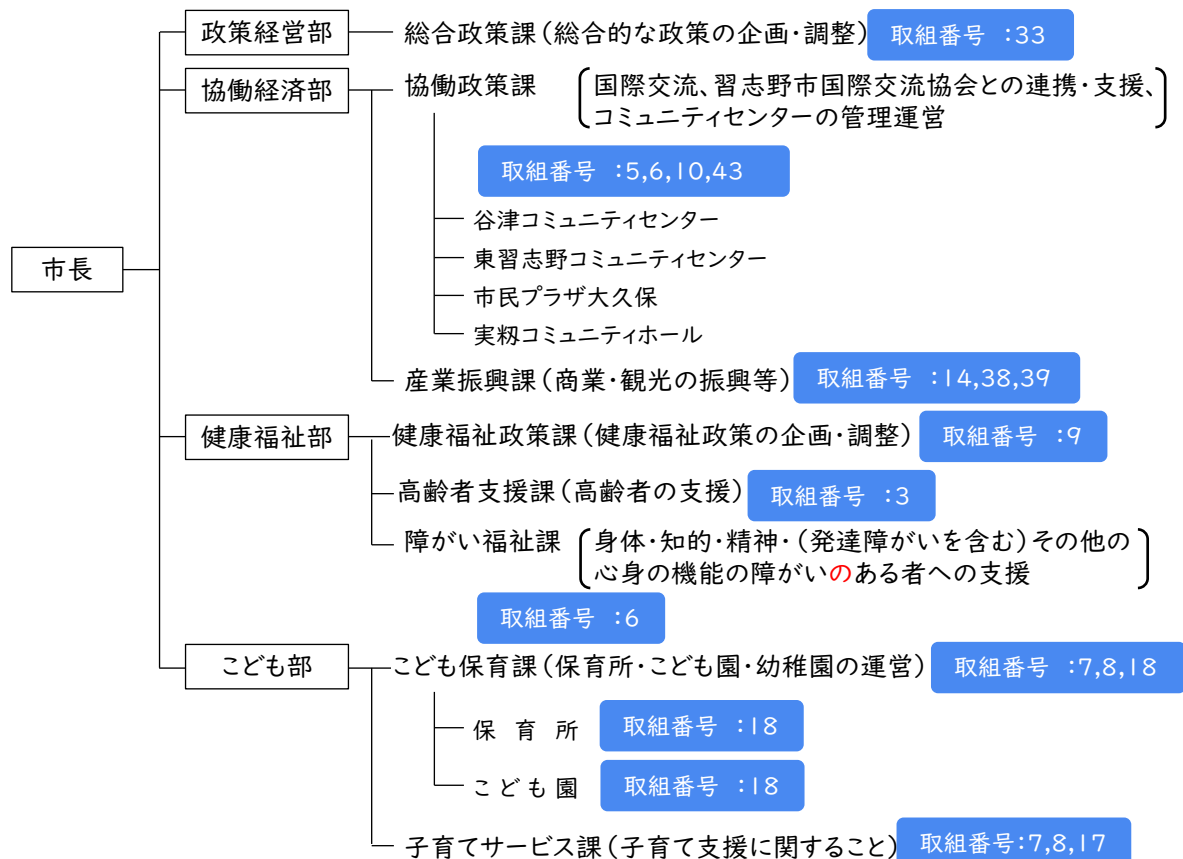
6 習志野市組織図(本計画に主に関わる部署・業務のみ)

令和7年4月1日現在

(1) 教育委員会事務局



(2) 市長事務部局



習志野市文化振興計画

発行年月:令和8年3月

発行:習志野市教育委員会生涯学習部 社会教育課

所在地:千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話番号:047(453)5587

ホームページ:<http://www.city.narashino.lg.jp>

